

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和 8 年山形県教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、小関委員と和田委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「県立高校県外生受入れ推進事業の進捗状況について」、高校教育課 高校未来創造室長より報告願います。

<高校未来創造室長>

まず、2026 年やまがた留学高校見学バスツアーのチラシをご覧ください。この事業は本県の進学に関心のある県外の中学生が本県の高校の特色を知り、進学後のイメージを深めてもらうことを目的に、県外生受入れを実施している県立高校や、周辺地域の自然・食文化をめぐる 1 泊 2 日のバスツアーを実施するものです。7 月末から 8 月上旬にかけ、置賜、村山・最上、庄内の各地区 2 本、計 6 本のツアーを実施する予定です。

例えば、置賜 A コースでは、小国高校の見学後、地域の見学なども入っており、各校の学校の説明会と周辺の観光施設を回るツアーの内容となっています。

募集要項については、参加にかかる費用は県が負担しており、参加対象は県外の中学 1 年生から 3 年生とその保護者です。参加者に対しては、山形県の集合・解散場所までの交通費を補助しています。

このチラシは、業務委託先の旅行会社による営業活動のほか、山形県立高校ポータルサイトへの掲載、県外向けのプレスリリース、各都道府県教育委員会への配付など、多様な PR を行っています。その結果、7 月 21 日時点で、6 コース合計 28 組 60 名から申込を受けており、キャンセル待ちとなっているコースもあります。こちらの事業を通して、各高校及び地元自治体等との連携のもと、魅力度の高い事業を実施し、県立高校の志願者増加につなげていきたいと考えています。

続きまして、パンフレット「やまがた留学のススメ」をご覧ください。

昨年度に引き続き、県外生受入れ促進のためのパンフレットを制作しています。令和9年度より新たに県外生受入れ校として置賜農業高校を追加しています。こちらのパンフレットは、県外の中学生及びその保護者が本県の県立高校に興味を持ち、進学先として検討してもらえきつかけとするため、本県の概要や観光資源等を含め、県立高校の学びの特徴と受入れ対象校の特色や魅力等を取りまとめ、効果的に情報発信するものとして作成したものです。これは、県の総合的なパンフレットであるため、県外生の受入れが個々の学校の取組みにとどまらず、県全体で推進し、学校、地域と協力して県外生を歓迎し、応援する姿勢であることをアピールできると考えています。

このパンフレットは、地元自治体が志願者募集に活用しているほか、県の東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所の関係施設、県外でのイベント等で配布をしています。また、県のホームページや県立高校ポータルサイトにも掲載しています。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員> 他県でもバスツアーを行っているかと思いますが、ツアーの日程についてはどのような考え方で決定したのでしょうか。

<高校未来創造室長> 他県の実施状況も参考にしていますが、ツアーの日程を7月下旬から9月下旬としたのは、夏休みに入ってすぐの時期は中学生が参加しやすい、さらに受入れ学校側としても非常に都合が良いためです。また、学校説明会はこの時期に開催していることが多く、併せて実施しております。

<工 藤 委 員> ツアーへの応募状況は順調で、キャンセル待ちのコースも発生しているとのことですが、全国のどの地域からの参加が多いのでしょうか。また、同じ人が日程の異なる複数のコースに参加することは可能でしょうか。

<高校未来創造室長> 参加者は主に関東方面の方が中心となっており、東京、埼玉、千葉、神奈川からの参加者が特に多いです。また、周辺の宮城、岩手、新潟からの参加者もおります。

日程が被らなければ参加は可能ですが複数のコースに参加を希望する方にはコースの希望順を確認するなどして、より多く方が参加できるように調整を行っています。

<教 育 長> ほかになければ、次に（２）「『高等学校等教育改革促進事業』に係る先導拠点について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 文部科学省が令和8年2月に示した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に基づき、各都道府県において、高校改革を推進

するため、3つの類型に応じた先導拠点を選定することとされました。各類型とは、累計1が専門学校の機能強化、高度化を目指すアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等となっており、累計2が普通科改革を通じた高校の特色化、魅力化を目指す文理双方の素養を有する人材の育成等となっております。累計3が地理的アクセス・多様な学びの確保と設定されています。

本県の申請及び採択の結果については、申請した4つの県立高校のうち、類型1に属する新庄神室産業高校のみが採択されました。その事業費の上限額は15億円で期間は令和8年度から令和10年度までの3年間です。事業計画名は、「地域資源から価値を創出する実践的な人材育成の拠点の形成」です。育成を目指す人材は3つで、1つ目は精密なデータ分析に基づく収益性の高い農業の実践を目指すデータ駆動型農業のスペシャリスト、2つ目は、自動走行の農業機械や遠隔監視ロボットを駆使して、少人数で農地を管理するフィジカルAIオペレーター、3つ目は、生産から加工・販売までをDXで統合し、地域経済をけん引する新しい農業の実践を目指す地域アグリビジネスの起業家です。

主な事業内容は、東北農林専門職大学や産業界とのコンソーシアムを形成し、高大連携授業や実務家教員による実践的な教育プログラムの展開を図ります。また、「SHINJO-Kラボ」や農業建設分野におけるDXを学ぶ実践施設を新たに整備します。また、新庄神室産業高校とともに、本事業を推進する協力校として、上山明新館高校、左沢高校、村山産業高校、置賜農業高校、庄内農業高校を指定し、事業計画を着実に推進していきます。

審査の結果、残念ながら不採択となったのは、累計1の米沢鶴城高校、累計2の山形東高校、累計3の庄内総合高校の3つです。これらについては追加公募があるため、文部科学省からの指摘事項や課題を精査し、地元自治体、地域、企業、大学等と共同した授業の開設を含む教育課程の改善や、知事部局との連携、強化等による事業計画の一層のブラッシュアップを図っていきます。

追加公募のスケジュールについて、正確な日程は現時点で不明ですが、文部科学省からは7月下旬頃の公募開始、8月中旬頃の申請締切り、9月中旬頃の採択発表の見込みが示されています。なお、本事業の実施に伴う関連予算案を令和8年9月定例会に上程する予定であります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

採択額の上限額が15億円となっておりますが、実際にはどの程度の額が国から交付されるのでしょうか。また、下限額はあるのでしょうか。

<高校教育課長>

現在、文部科学省より新庄神室産業高校についても、指摘・検討事項が示されており、現在はそれらを精査しながら交付申請の準備を進めております。申請通りとなればこの15億円が基金を通じて交付されることとなります。

下限額は特にありませんが、査定によって減額される場合もあります。

＜教 育 長＞ 今年の2月に、この事業に係る基金を条例で創設しており、経費として約6,000万円はすでに届いています。実際に事業を執行するためには、今年度の9月補正予算案について、県議会で議決を得る必要があります。

＜手 塚 委 員＞ 4件中1件の採択とのことですが、他県と比べていかがですか。

＜高校教育課長＞ 各県の状況を見ますと、すべて採択された県も0件という県もありました。本県は1件採択ということで平均より少し下くらいでした。

＜教 育 長＞ 各県の状況は、0件は9、本県と同じ1件採択が15、4件とも採択が2と記憶しております。

＜丹 治 委 員＞ 不採択案件に対する指摘事項や課題に対して、どのように対応していくのでしょうか。また、それらを解決すれば採択してもらえるものなのでしょうか。

＜高校教育課長＞ 指摘事項の中では、地域企業との具体的な連携をどのように示すかというところや、知事部局との連携、大学との連携を具体化すること、教育課程、授業の形として、どのように示すかという具体性の部分に欠けているとの指摘が多くありましたので、その部分の具体化をし、知事部局の協力を得ながら連携を進めています。なお、指摘事項はすべてクリアした上で、追加公募に臨む予定でおります。

＜教 育 長＞ 指摘事項等を解決しても、採択されるかどうかは、文部科学省の審査次第となります。

＜教 育 長＞ ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

＜教 育 長＞ 議第1号「山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

＜教 職 員 課 長＞ 提案理由は、山形県立中学校の開設に伴う規定の整備を図るものです。主な改正内容について説明しますと、第2条の表中に、山形県立すばる中学校を挿入し、入学定員を1学年33名とします。第4条の2を新設し、山形県立すばる中学校においては、特別の教育課程による教育を施すものとする規定します。第7条において、県立すばる中学校の入学資格を規定しております。さらに第8条の2を新設して、山形県立高等学校管理運営規則の一部を準用することとしています。施行期日

については、令和9年4月1日です。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第2号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課 管理主幹より説明願います。

＜管 理 主 幹＞ 改正理由は、学科名の変更及び高等学校再編整備計画に伴う学科改変を行うための規定の整備を図るものです。改正内容は2点ございます。1点目が上山明新館高等学校全日制の課程における食料生産課40名の募集を停止し、園芸食品科40名を新設いたします。2点目ですが、新庄志誠館高等学校定時制の課程における入学定員の夜40を午前40に変更します。施行期日は、令和9年4月1日を予定しております。なお、具体的な改正箇所については、議2－3の新旧対照表の通りです。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第3号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について」、教職員課長より説明願います。

＜教 職 員 課 長＞ 提案理由については、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、裁判所その他の官公署等へ出頭するための特別休暇について、取得事由を拡充するために、規定の整備を図るものとなります。

6月16日に公布施行するため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、専決処理しましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものとなります。

改正の内容は、当該休暇について、従来からの対象に加え、被害者参加人として、裁判所等に出頭する場合も、休暇取得の対象として拡充するものとなります。この改正によって、職員が殺人や傷害等、一定の刑

事件の被害者や、その配偶者等となり、刑事裁判への参加を許可され、裁判所へ出頭等する場合に、当該休暇を取得することが可能となります。

施行期日は、令和8年6月16日としており、本県知事部局職員に適用される人事委員会規則も同日に施行されております。

＜教 育 長＞ ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

＜教 育 長＞ なければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

＜各 委 員＞ 異議なし。

＜教 育 長＞ 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり承認いたします。

＜教 育 長＞ 次に、議第4号「令和9年度山形県立すばる中学校の入学募集について」、義務教育課 多様な学び推進室長より説明願います。

＜多様な学び推進室長＞ 本提案は、令和9年4月に開校する県立すばる中学校の令和9年度における入学者の募集を行う必要があるため提案するものでございます。

入学定員は、各学年33名としております。これは、入学希望者の学習状況等により、第2学年や第3学年の入学も可能とするためでございます。

入学志願要項の「1 志願資格」については、「義務教育を修了せずに学齢期を経過した者」、「不登校等で十分な教育を受けられないまま義務教育を修了した者又は令和9年3月に修了する見込みの者」、「日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国籍の者」としております。

「2 通学区域」については、県下一円としております。

「3 募集」については、まずは第一次募集を実施し、その結果、入学定員に満たない場合に、第二次募集を実施することとしております。

「4 第一次募集」を御覧ください。(1)の「ロ 提出期間」にありますとおり、出願に必要な書類の提出期間を8月5日（水）から8月18日（火）までとしております。また、(2)にありますとおり、面接を実施して、志願理由等を総合的に審査します。面接は、9月7日（月）から9月11日（金）までに山形県庁で行い、結果通知書は、9月18日（金）までに発送するものとしています。

「5 第二次募集」については、第一次募集の結果を踏まえ、9月18日（金）に県ホームページに掲載するものとしています。

その他、詳細につきましては、「6 その他」にありますとおり、「山形県立すばる中学校入学手続き」でお示しするものとしております。

なお、御可決いただいたのちは、7月31日の県公報に登載する予定としております。

＜教 育 長＞	ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
＜工 藤 委 員＞	学年については、合格後に決定するのでしょうか。
＜多様な学び推進室長＞	出願の前に相談期間を設けており、その中で、何学年がふさわしいかというお話しをさせていただきますし、出願後の面接の際に、ご本人の希望や学習歴等から判断して、ご本人に納得いただいた上で決定したいと考えております。
＜小 関 委 員＞	出願にあたり、年齢制限はあるのでしょうか。
＜多様な学び推進室長＞	年齢制限は設けておりません。
＜教 育 長＞	ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。
＜各 委 員＞	異議なし。
＜教 育 長＞	御異議なしと認め、議第４号は原案のとおり可決いたします。
＜教 育 長＞	次の議第５号から議第７号の３件は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
＜各 委 員＞	異議なし。
＜教 育 長＞	御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
	《 議第５号から議第７号は秘密会にて審議 》
⑥閉 会	
＜教 育 長＞	以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。